

令和6年度 文京区大塚地区地域生活支援拠点 (大塚生活あんしん拠点) 事業計画

1 基本方針

文京区大塚地区地域生活支援拠点事業の実施により、地域生活支援拠点（以下「拠点」という。）を運営し、障害者等の生活に関する相談支援の強化を図るとともに、地域の関係機関との連携を充実させることにより、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的とする。

2 支援方針

(1) 相談業務

- ① 福祉サービス利用や社会資源活用するための情報提供を行う。
- ② 安心・安全な社会性生活を営むための生活支援を行う
- ③ 福祉や医療機関等、各専門機関の紹介との連携。基幹相談支援センターや地区地域生活支援拠点と連携を深め対応をする。
- ④ 積極的なアウトリーチ支援を実施する。

(2) 地域の体制づくり

- ① 障害者が慣れ親しんだ地域で暮らし続けられるよう、大塚地区の地域づくりを目指す。
- ② 障害者への理解を促進するため、地域住民と障害者が地域で接点を持てるような地域交流を図る。
- ③ 大塚地区での地域貢献と交流に努め、地域住民とのコミュニケーションを深める。地域で開催されるイベントや行事には、積極的に参加する。

3 事業

(1) 相談業務

大塚地区在住の障害者、障害児及びその家族等などに対して一般相談を実施する。

- ① 障害者児及びその家族や関係者などからの相談について、文京区障害者基幹相談支援センター（以下「基幹」という。）と連携しながら、電話、面談、自宅訪問、関係機関への同行等により総合的な支援を行う。
- ② 基幹及び他の相談支援機関から、大塚地区の相談ケースについて、必要に応じて引き継ぎを受け支援を行うこと。
- ③ 基幹及び他の相談支援機関が開催するケース会議に出席し、情報共有を行い、連携支援に繋げる。
- ④ 必要に応じて、関係機関との連絡調整を行い、ケース会議を主催し、連携支援に繋げる。
- ⑤ ケース記録を作成し、支援の向上を図る。

- ⑥ ケースに応じて、他の拠点と連携して支援する。
- ⑦ システムを通じて、必要に応じて他の拠点及び基幹と情報の共有を図る。
- ⑧ 緊急時には、関係機関との連携等の適切な支援を行う。
- ⑨ 相談を受けるにあたり、支援対象者となるか否かなど疑義のある場合は、障害福祉課と協議の上、支援を行う。

(2) 地域の体制づくり

大塚地区を対象区域として、高齢者あんしん相談センター、文京区社会福祉協議会、医療機関、障害福祉サービス事業所、町会や地域の関係機関等と連携し、障害者の居住支援体制の充実を図る。

- ① 地域課題の抽出及び地域におけるネットワークの確立のために、地域の関係機関、関係団体、事業者等との連絡会の開催や、会合等への出席を行う。
- ② 地域のイベントや会合に参加するなどして、地域住民の障害者理解に努める。
- ③ 居住支援のために、不動産業者及び不動産所有者との関係づくりに努める。
- ④ 区が主催する各種連絡会・検討会等に参加する。

4 開所日及び開所時間

平日 午前10時から午後5時30分まで

※土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は休業。ただし、町会行事や地域のイベントなどの理由で開所する場合は、障害福祉課と協議して開所を決め、代替として平日に休業日を設ける。